

## 民間保育施設等の保育士等を対象とした処遇改善事業を実施します

国の施策に基づく「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」及び「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を次のとおり実施します。

### 1 事業概要

国の施策に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士・幼稚園教諭等及び放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3パーセント程度（月額9,000円）引き上げるための措置を令和4年2月から実施するものです。

### 2 対象施設

- ①特定教育・保育施設（民間保育所、認定こども園等） 72か所
- ②放課後児童クラブ 84か所

なお、対象となる職員は、上記施設に勤務する職員（法人の役員を兼務する施設長等を除く。）です。

### 3 その他

国が定める基準に基づいて算定された額（2・3月分）を市から各施設等へ補助金として一括で交付（3月）します。

今後、施設等への説明や申請受付等を順次行っていきます。

#### 本件に関するお問い合わせ先

子育て施設課 施設管理係・施設指導係

電話 直通 / 027-220-5705・5706